

ATM 利用限度額変更のお知らせ

J Aしまねでは、島根県警からの要請等を受け特殊詐欺の被害を未然に防止するため、**以下のとおり、一部の組合員・利用者の方について ATM での利用限度額を引き下げ**させていただきます。

組合員・利用者の皆様の大切な貯金を犯罪から守り、安心してお取引いただくための対応となりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 対象の組合員・利用者

70 歳以上の組合員・利用者の方で、**過去 1 年間の A T M 取引（お引出し・お振込み） 1 回あたりのご利用額が 30 万円以下**の方

※ キャッシュカードをお持ちのお客様が対象となります。

※ すでに A T M 利用限度額変更を行われている方は対象となりません。

2. 変更内容

キャッシュカード・通帳による **1 日あたりの A T M 取引（お引出し・お振込み）のご利用限度額を 30 万円に引き下げ**させていただきます。

3. 実施日

令和 4 年 4 月 1 9 日（火）

（この A T M 限度額変更の取り組みは、平成 30 年 4 月 27 日から実施しています。）

4. その他

- ・今回の対象者は、上記 1. に新たに該当する方です。
- ・30 万円超のお取引を希望される場合は、キャッシュカード発行の支店窓口にご相談ください。
- ・特殊詐欺被害未然防止のため、ご利用のないキャッシュカードをお持ちの方はカードの廃止をご検討ください。詳しくはキャッシュカード発行の支店窓口にご相談ください。
- ・振り込め詐欺や還付金詐欺等には、十分ご注意ください。